

議案第113号

中山間地域総合整備事業に伴う字の区域の変更について(下谷地区)

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月9日

三朝町長 吉田秀光

平成17年12月16日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

新たに画する 字の名称	同 左 の 区 域 (平成17年11月11日現在の地番による)
大字下谷字道ノ前	<p>大字下谷字齊ノ木406、406の1、407、407の1、408の一部、408の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字下谷字出口409、409の1から409の5まで、410、410の1から410の3まで、411の1、411の2、411の4、411の5、412、412の1、412の5、412の6、419、419の2、419の3及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字下谷字道ノ内443の一部、445の1の一部、445の2、445の3の一部、446の1の一部、446の2、447の1から447の4まで、448の1から448の3まで、449の1から449の7まで、450の1の一部、450の2の一部、451の一部、452の一部、455の1の一部、455の2の一部、455の3、455の4、455の5の一部、455の6から455の8まで、455の9の一部、455の10、455の11、456、458の1から458の3まで、459の1から459の3まで、461の1、461の2及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下谷字橋ノ上494の1の一部、494の2、494の3、494の4の一部、494の5及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下谷字飛渡りのうち496の1の一部、496の2の一部、496の5の一部、496の6の一部、496の7、496の8、496の9の一部、496の10、496の11の一部、496の13、496の16、497の1から497の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに497の1、499の1、500と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字下谷字堤谷512の一部、512の2の一部、513の一部、513の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字下谷字山ノ下520の1の一部、521の一部、522の一部、522の1、523の1から523の3までの一部、525の1、528、529の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに523の2、529の1、531の1から531の5まで、532の2、588の3と一体をなす国有地の一部</p>

区域を変更する 字の名称	同 左 の 区 域 (平成17年11月1日現在の地番による)
大字下谷字九西	<p>大字下谷字九西のうち423、424から426までの一部、438の1の一部、438の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下谷字道ノ内439の1の一部、439の2、439の3の一部、469の1から469の3までの一部、469の5から469の7まで、470の1の一部、470の2、470の3、471の1の一部、471の2、472の一部、473の1から473の3まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下谷字橋ノ上474、474の1から474の4まで、475、475の1から475の4まで、476、477、478の1、478の2、479から481まで、481の1、482の1、482の2、483、484、484の1、485の一部、486の一部、486の1の一部、486の2の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字下谷字道ノ内	<p>大字下谷字出口421、422と一体をなす国有地</p> <p>大字下谷字九西423、424から426までの一部、438の1の一部、438の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下谷字道ノ内439の1の一部、439の3の一部、440の1、440の2、441の1、441の2、442の1、442の2、443の一部、444の1、444の2、445の1の一部、445の3の一部、446の1の一部、450の1の一部、450の2の一部、451の一部、452の一部、453の1、453の2、454、455の1の一部、455の2の一部、455の5の一部、464の1の一部、465、468、469の1から469の3までの一部、470の1の一部、471の1の一部、472の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下谷字橋ノ上486の一部、486の1の一部、486の2の一部、487の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字下谷字橋ノ上	<p>大字下谷字道ノ内455の1の一部、455の9の一部、464の1の一部、464の2</p> <p>大字下谷字橋ノ上485の一部、485の1、485の2、486の1の一部、487の一部、488から490まで、490の1、491、491の1、492の1、492の2、493の1から493の4まで、494の1の一部、494の4の一部、495、495の1及びこれらと一体をなす国有地並びに474の2、474の4、475の1、475の4、481の1、482の1、483、484の1と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字下谷字飛渡り496の1の一部、496の2の一部、496の5の一部、496の6の一部、496の7、496の8、496の9の一部、496の10、496の11の一部、496の13、496の16、497の1の一部、497の2の一部、497の3の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字下谷字堤谷</p>	<p>大字下谷字齊ノ木408の一部、408の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下谷字堤谷のうち512の一部、512の2の一部、513の一部、513の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下谷字山ノ下520の1の一部並びに585と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下谷字山ノ下</p>	<p>大字下谷字堤谷513の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下谷字山ノ下のうち520の1の一部、521の一部、522の一部、522の1、523の1から523の3までの一部、525の1、528、及びこれらと一体をなす国有地並びに523の2、529の1、531の1から531の5まで、532の2、588の3と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字下谷字飛渡り</p>	<p>大字下谷字飛渡り497の1、499の1、500と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下谷字齊ノ木</p>	<p>大字下谷字齊ノ木のうち406、406の1、407、407の1、408、408の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字下谷字出口</p>	<p>大字下谷字出口のうち409、409の1から409の5まで、410、410の1から410の3まで、411の1、411の2、411の4、411の5、412、412の1、412の5、412の6、419、419の2、419の3及びこれらと一体をなす国有地並びに421、422と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>